

平成25年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月18日 午前10時00分		
	延 会	12月18日 午前10時31分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成25年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成25年12月18日（水曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第44号	今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について	質 疑
2	議案第45号	今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第46号	今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について	質 疑
4	議案第47号	今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について	質 疑
5	議案第48号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第49号	今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	質 疑
7	議案第50号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	質 疑
8	議案第51号	今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について	質 疑
9	議案第52号	土地の取得について	質 疑
10	議案第53号	今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について	質 疑
11	議案第54号	平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	質 疑
12	議案第55号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について	質 疑
13	議案第56号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第3回補正予算について	質 疑
14	議案第57号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について	質 疑
15	議案第58号	工事請負契約について	質 疑
16	議案第59号	工事請負契約について	質 疑
17	議案第60号	工事請負契約について	説明・質疑

○ 議長 久田浩也君 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1。「議案第44号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第44号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の制定について。内容について少し質疑をしたいと思います。場所の点は上運天となっているので、今現在、工事中の公民館かなと理解していますが、この条例ですね、いろいろ出ておりますけれども、まずまだ規則で定める日から施行すると、それから細目について規則で定めるということではありますが、このへんは規則で定めるということで、何月ぐらいからの予定なのかを確認したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 規則で定めるということです。今のところ、公民館の完成の日からと考えています。まだ完成していないので、完成してからですね。そういうことを想定しています。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時03分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、工事中の上運天公民館の件だと思います。いろいろ近年は活動起点とか農村構造改善センターといったのが公民館にかわるものとなってきておりますが、この場合ですね、まず全体にありますとおり、例えば利用料金第8条、指定管理者の収入として収受されるということではありますが、こういうふうにしてですね、公設民営に近いいわゆる指定管理者制度で、公民館を利用するという、公民館として使ってもらおうということなんです。基本的には村民がいわゆる申請をすれば利用もできるということか理解していいかと思うんですが、その管理は、いわゆる指定管理者の収入として収受されるということは、一切の管理を区が行うのかどうかですね。それとも、基本的に村が期間の部分についてですね、例えば電気料金とか、あるいは修理とかといったものについては村がやりながら、いわゆる区に管理をさせるのかどうか。また、場合によっては、これは指定管理であるわけだから、当然、期限もあると思うんですが、これについては管理の期間の範囲はないんですが、もう永久的に区のものであるのか。3点について。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 今言うように、通常やっている公民館の維持管理的なものもみんな区でやっていく考えです。今は各公民館でも他の字の子供会とか何かをやったりするときに、ちょっとした炊事場を使ったりしたら、水道料金程度のちょっとしたのを出したりして今、使っていますよね。そういったのを大体想定しています。使用料関係もですね。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大体、今の公民館はそうなっているのでわかりますけれども、公設であるわけですから、先ほど答弁漏れだったものですが、その管理についてですね、100%、いわゆる区に、上運天

区で掃除はするし、修理とかも行うと。指定管理というのは、ある意味では公の施設を貸すというのが目的です。これは例えば古宇利のふれあい広場とか、いわゆる城跡の文化センターとは種類が違っていると理解していいでしょうか。今言った、答弁漏れなんです管理について、それはどうするのか。それと、建設が始まっていますので資金がかかっていますから、区民のですね、区が使う側のいわゆる負担が入っているかどうか、建設費にですね。そういうことで、ある意味で、そのまま永久的に公民館として使いながら公共施設の役割も果たすというふうに理解していいかどうか。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 ただいまの質疑のとおり、ふれあい広場とか、そういうものとはやっぱり異なるという考えを持っています。それで、おっしゃっているように村には基本条例がありますけど、それとは若干違うところは個別に条例をつくって、議会に今、提示している状況です。それと、今の区の負担は事業費の25%です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時07分)

総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 答弁漏れでした。期限については規則でまだ決めてはいないんですけど、今までどおり上運天区がずっと基本的に使うということになるかと思っています。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時08分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時08分)

総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 区と調整しながら、こういう規則もこれから作成していくということです。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の答弁で理解をしておりますが、公民館のあり方がですね、大分今からは変わってくるんだろうと思っています。来年あたりもまた別の区がもう1つつくるのも、そういうふうになるかと思うんですが、基本的には25%ということで、公民館は区のものだと理解して、使用料金についてはほかのところは今やっているのと同じだと考えていいと思いますね。それでですね、いつもこういった条例ができるときに、まずかならず規則というのが出ているんですが、案はできていると思うんですよ、ある程度。例えば料金について言えば、全部を使う場合には1団体が幾らとかですね、使うときの申請はどこにするとか、そういった細かいことは案があると思うんですが、つくってからやるのかどうかですね。というのは、多分、年度の初めには供用できるようになるかと思うんですが、4月からはいわゆる規則にのっとってやるわけです。今、手元にはないんでしょうか。もしあれば、その細かいのが規則で定められた中に料金とか、それから申し込み方法とかですね、少しあるのかどうかですね。なければいいですので。規則の有無についても。

○ 議長 久田浩也君 総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 まだ手元に規則はありません。常識的な今までの各字でやっている、常識

的な使用料になると思います。恐らく今は手元にはないんだが、それは使う側が公民館に申請をするという形になると思います。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第2。「議案第45号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第3。「議案第46号 今帰仁村災害に強い栽培施設の整備事業分担金徴収条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第4。「議案第47号 今帰仁村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第5。「議案第48号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第6。「議案第49号 今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第49号 今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。条例の1号が改正になっておりますが、条例の中ですね、第5条、第6条、これは議会の同意を要する賠償責任の免除ということと、それから議決を要する負担つきの寄附の受領等となっておりますが、この説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

第4条ですね、重要な資産の取得及び処分についてですが、これは資産の取得及び処分の予定価格は

700万円以上の不動産、もしくは動産の買い入れですね。その中で土地については1件5,000㎡以上のものに係るというもので、これは予算に定めなければならないとうたっています。これは地方公営企業の施行令の中で、重要な資産の基準というのがあるんですね、この施行令の中で、町村については700万円以上ですね、それから土地については1件が5,000㎡のものは予算に定めなければならないとうたっております。これは、予算書の中にそれをうたってですね、予算をまた議決して予算を執行していくということになります。

それから、5条のですね、議会の同意を要する賠償責任の免除というのがありますが、これについてですね、地方自治法の第243条の2第8項の規定によりとなっておりますが、この243条の2の第8項というのがですね、職員の賠償責任のことがうたわれています。これはですね、第8項ですが、特に読み上げますと、監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は当該職員からなされた、当該損害が避けることができない事故、その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て賠償責任の全部、または一部を免除することができるとなっております。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聞き、その意見を付して議会に付議しなければならないというようなものでうたわれております。これをですね、地方公営企業法第34条において、地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用するとなっております。それで、今回ですね、この賠償額の30万円以上というもので今回、条例の中にもうたっていますが、これはですね、特に金額についての規定とかはありませんが、今、実際に公営企業法を運用している本部町とか、名護市ですね、あと宜野座村、金武町とか恩納村の公営企業法を適用しているところが今30万円で金額をうたっております。この30万円以上のときに議会の同意を得るということです。

それから、第6条の議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等についてですが、この金額は目的額の価格の100万円以上のものとか、あと法律上、村の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が150万円以上は議会の議決を得るということになっておりますが、この金額についてもですね、近隣の市町村、先ほど言いました本部町とか名護市の規定に準じて金額は設定しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 4条については理解しましたが、5条と6条なんですけど、ほかの課とどう違うのかというのがちょっとわかりにくいんですが、要は30万円以上の場合は同意を得なければならないとなっておりますが、この賠償責任というのはですね、どういう場合に発生するのか。これは役場の課、いわゆる業務について言えばすべて一律だと思っておりますが、特に水道課。水道課というか、水道事業に関して、わざわざ賠償の免除とかですね、それから次の寄附行為の中の100万円以上のもの及び損害賠償の額が150万円以上ということがありますが、ちょっと今の説明は金額だけのことで、実際に何がどういう場合に賠償されるのかですね。

それから、この寄附ですね。寄附の受領というのは、水道事業に対する寄附の受領というのはどういうことなのかですね。ちょっとこれを具体的に説明できますか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えします。

今の賠償責任とかの件ですが、これについては先ほどちょっと地方自治法の件を読み上げましたが、実際に地方自治法の中でもそういった賠償責任が生じる場合のものが先ほどどうたわわれています。これと実際に公営企業法で使うときも条例で定めてですね、こういった賠償責任について対応しているという形になります。今回、それでこの金額も設定して、今回は条例を提案しているものであります。実際は、この公営企業のものだけじゃなくて、地方自治法の中にうたわれている範囲の中でのもので考えてもらいたいと思います。これは地方公務員とか地方自治法に適用されるものはすべてそういった損害賠償については適用される内容になっておりますので、今回、公営企業の中でまた条例を定めて設定しているということになっております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時22分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 これは、実際の事例としての想定というのはちょっと難しいものなんです、例えば集金してきたものに対して、懐に入れるとかですね、そういった不祥事に係るものとか、これは当然職員がまた賠償責任を持たなきゃいけないというものの内容でですね、実際に30万円以下のものについては議会の同意にはならないんですが、監査員がそれは監査をして、そういう指摘もしていくという形になりますので。実際、職員の賠償責任が生じた場合の範囲のものですね。

それとですね、負担付きの寄附の件ですが、これですね、負担付きの寄附または贈与の際の契約によって地方公共団体が法的な義務を負うものになります。その義務がですね、地方公共団体の負担を伴うときに負担付きの寄附という考え方になります。ちょっと例を言いますとですね、例えば負担付き寄附または贈与に該当されるものとしての例なんです、ここに書かれているのがですね、今後一年以内に林道を例えば建設する場合に、建設費の全額を寄附し、建設されなかった場合は返還してもらうとの条件とか、こういったもので、寄附することによって市町村がまたそれに対して負担が生じてくるというものの内容がこの負担付き寄附になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 6条については今の答弁で大体わかりました。そのとおりだと思いますが。5条についてなんです、今言ったように一般的に役場の職員が従事したときの賠償、いわゆる賠償保険に関係するかなと思うのですが、これは例規集にある分限懲戒とか全体的には役場の職員はそれで縛られているものと思ったんですが、これは水道課、水道業務はそれよりも少し厳しいところがあるのかなと。それともほかの課もこういったふうに、例えば30万円とか、そういったのがされているのかどうかですね。今まで議会で出たことが余りないものですから、それは公営企業だからということで理解していいんでしょうか。この例規集にはちゃんと分限とか懲戒の項目が人事の中にもありますのでね。それで足りるのではないのかどうかですよ、特別に水道事業ということで、これが必要だということで今入れたのか、それとも今まであるものに、あくまでも金額を入れたのかですね。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

地方自治法の中、先ほどの243条の2の8項の規定がですね、職員の賠償責任のことでうたわれているものです。それで今回、地方公営企業法の一部の適用になりますので、その適用をするために、この地方公営企業を運営して行く中での職員の賠償責任のことを条例でうたうということになっておりますので、今回、この条例の中にこの条文を入れております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時27分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第7.「議案第50号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第8.「議案第51号 今帰仁村水道事業特別会計条例を廃止する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第9.「議案第52号 土地の取得について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 議案第52号 土地の取得について質問をいたします。坪単価ですね、幾らなのか。面積と単価がわかりましたら。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

この与那嶺諸志線の用地なんですけど、これについてはですね、各代表的な土地の鑑定評価を入れております。この代表的なものが今回、評価に入れているものは5カ所のものを評価を入れてですね、今回は1つのポイントを上げますと、例えば平米当たり7,900円とか、あと6,700円。畑地とかについては3,100円とか2,300円。山林については910円という評価は出ておりますが、この代表的な土地の評価が出たものを、また個別評価といってですね、この土地の形状とか、そういうものもまた加味しながら個々の用地の評価がまた出てきますので、各筆によって若干の評価額については変わってきております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で納得しました。聞いたのは畑・山林・雑種地、いろいろ宅地もあるものですから、単価がどうなっているかということでありました。終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時30分)

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午前10時31分)